

全国暴力追放運動推進センター会員規則

(目的)

第1条 この規則は、全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）正会員及び全国センター協力会員（以下「協力会員」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 正会員とは、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「各センター」という。）をいいます。

2 協力会員とは、全国暴力追放運動推進センターが行う事業に賛同し、その事業推進に援助、協力する目的で入会した法人又は団体をいいます。

(入会の申し込み)

第3条 協力会員になろうとする者及び企業（以下「申込者」という。）は、関係書類を添えて別記様式「入会申込書」を作成の上、会長に提出するものとします。

(入会の承認)

第4条 会長は、入会申し込みに係る案件を理事会に付議するものとします。

2 理事会は、申込者が協力会員にふさわしいと認めるときは、入会を承認するものとします。

3 会長は、理事会が入会を承認したときは、申込者に通知するものとします。

4 会長は、入会の申し込み時期などにより、直ちに理事会の承認を得ることができないときは、仮入会として扱い、事後の理事会において承認を求めるものとします。

(会費の納入)

第5条 正会員及び協力会員は、全国センターに対してそれぞれ会費を納入するものとします。

2 会費の納入は、原則として毎年7月末日までに納入するものとします。

(会費の額)

第6条 会費の額は、次のとおりとします。

(1) 正会員は、別に定めるところとします。

(2) 協力会員は、1口30万円とします。ただし、複数の法人又は団体が共同して入会する場合は、個別に決定するものとします。

2 会費は、寄付金として取扱い、暴力追放活動の公益目的事業費及び法人会計費として使用します。

(会費の納入方法)

第7条 会費は、全国センターからの請求により、指定した金融機関の口座に振り込むものとします。

(反社会的勢力の排除)

第8条 申込者は、別に定める「反社会的勢力でないこと等に関する確約表明書」を会長に提出し、本人または役員等に暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者、

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）がいないことを確約・表明するものとします。

- 2 申込者が反社会的勢力に該当した場合は、入会することができず、入会後に反社会的勢力であることが判明した場合又は反社会的勢力に該当することとなった場合には、協力会員の資格を失います。

（資格喪失の責任）

第9条 協力会員の資格を失うことについては、全国センターは何らの責任を負わないものとします。

（協力会員の特典）

第10条 協力会員は、次の特典を受けることができますものとします。

- (1) 機関誌の提供
- (2) 暴力団員の不当要求の実例等暴力団の動向及び情勢に関する資料の提供
- (3) 暴力団の動向と暴力団員への対応方法等に関する研修会への参加
- (4) 不当要求防止等に関する全国センターの研究の成果の提供
- (5) 各センター等との連絡の仲介
- (6) 反社会的勢力に関する情報の提供
- (7) その他

（守秘義務）

第11条 全国センターから提供される反社会的勢力に関する情報は、みだりに他に漏らしてはなりません。

- (2) 反社会的勢力に関する情報の提供を受けようとするときは、別に定める「情報の提供に係る誓約書」を提出するものとします。

（退会）

第12条 協力会員は、次のいずれかに該当するときは退会とみなします。

- (1) 協力会員から退会の意思表示があったとき
- (2) 会費を2年にわたって滞納したとき
- (3) その他反社会的勢力に該当したときなど、協力会員としてふさわしくないと認められたとき

- 2 前項第3号により退会とみなすときは、会長が理事会に付議し、その議決をもって決定し、通知します。

（会費の不返還）

第13条 正会員、協力会員が納入した会費は、返還しないものとします。

（附則）

この規則は、財団法人全国防犯協会連合会が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第21条第1項の規定により全国暴力追放運動推進センターとして指定された日（平成4年12月3日）から施行します。

（附則）

この規程は、平成24年4月1日から施行します。

(附則)

令和2年3月17日、本規則の名称を全国暴力追放運動推進センター会員規則に改める。